

令和4年度 三木市防災会議 議事録

開催日時：令和5年2月9日(木)

午後2時00分～午後3時27分

1. 開会 進行：仲上係長

2. あいさつ 仲田市長

3. 議長選出

- ・仲田市長を指名。

4. 協議事項

- (1) 「三木市地域防災計画（本編）」および
「三木市地域防災計画（参考資料集）」の修正事項 } 危機管理課 山本課長より説明

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・5 ページの土砂災害警戒区域内の施設一覧について、緑が丘小学校の隣の清心緑が丘認定こども園は、校舎は土砂災害警戒区域に入っていないが園庭の一部が入っている。このこども園が施設一覧の対象にならない理由・基準を説明してください。

(三木市防災会議事務局：以下、「事務局」という)

- ・土砂災害警戒区域内に建物が入っているかが基準になります。グラウンドの一部が土砂災害警戒区域に入っているだけで、建物が入っていなければ、土砂災害警戒区域の施設一覧には記載されません。

(委員からの意見)

- ・兵庫県立のじぎく特別支援学校は神戸市と三木市にあり、福祉避難所に指定されていない。災害時に緊急物資が届かない心配があります。福祉避難所に指定できないのか。

(事務局)

- ・三木市の福祉避難所については、療養や病気の子どもや介護の必要のある方に対応できる施設と協定を締結するなどして、福祉避難所として指定しています。兵庫県立のじぎく特別支援学校は、神戸市にある県の施設であり、福祉避難所に指定するという話は今までありませんでした。各施設にBCPや、平時に受けいれられている利用者を、災害時に避難させる計画があると思われます。

- ・三木市では、緊急物資は各地区の公民館に分散備蓄し、そこから学校などの2次避難所に分配する計画になっています。神戸市と施設ではどのようにされているのか。三木市で何かしないといけないのであれば、協議が必要になります。

(委員からの意見)

- ・住宅地の急傾斜地の立木について、近年大雨による土砂崩れが全国各地で起こっており、立木は放置すると伸び放題で倒れたり枝が電線にかかったりなど危険で、素人では対応できなくなる。加東市では「立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例」が昨年制定されています。三木市として安心して住める環境をつくるために市のご協力をお願いしたい。

(事務局)

- ・危険な立木は、土地の所有者が撤去することになっています。市所有の土地であれば、場所を教えてもらえれば、担当課で対応します。

(委員からの意見)

- ・自動車会社やゴルフ場との協定により、電気自動車による避難所への電源供給やゴルフ場での充電ができると聞いています。電気を使い切った2回目以降の充電対応について、広域の大規模停電であっても、ゴルフ場では太陽光発電や蓄電池などにより、給電が可能な設備となっていますか。南海トラフ地震の場合ライフラインの復旧にかなりの日数が必要になると想定されますので、三木市全体で何回程度補給できるのか教えてください。また、発電可能な三菱自動車のPHEVから他の電気自動車へ給電するなどの電源のバックアップ計画がありますか。

(事務局)

- ・市内9ゴルフ場で災害時に電気自動車の給電ができます。三木市広域で停電している場合、ゴルフ場の蓄電池等を把握できていませんが、協力いただけるゴルフ場には充電できるようにお願いしたいと考えています。市内全域で停電しても、近隣市町の応援協定を活用しながら対応します。

(委員からの意見)

- ・南海トラフ地震の場合、広域での停電が想定されており、近隣の市町の応援が得られない可能性もありますので、第二、第三のバックアップ計画を考えていただければと思います。

(会長)

- ・「三木市地域防災計画（本編）」および「三木市地域防災計画（参考資料集）」の修正事項について、採決を行います。

- ・賛成多数で承認されました。

(2) 名称変更について

- ・ 1次避難所・2次避難所の名称変更について } 危機管理課 山本課長より説明
- ・ 「災害時要援護者」の名称変更について } 福祉課 山本課長より説明

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・ 指定緊急避難場所は漢字8文字で長いので、指定を削除し、緊急避難場所とする検討をしてほしい。理由は3つあります。1つ目は、市町村が指定する避難場所と自主的に避難する場所との区別として指定という単語が入っていると思います。また、緊急避難場所は自主防災組織が決めることになっており、三木市が指定する避難所と自主防災組織が指定する避難場所とで主語が違うことになる。これまでの名称では、市が指定した2次避難所のように、1次避難所にも市職員が配置されるといった勘違いを招いたと聞いたので、同じことになるのではと思います。2つ目は、緊急避難という単語が前に出ることにより、より緊急時の避難場所という意味合いが明確になります。3つ目は、国際交流協会が主催する日本語教室で防災をテーマに話をしたとき、3文字以上の漢字が並ぶと外国人にはわかりづらいと教わりました。極力漢字は少ない方がよい。緊急という字を消せないため、支障のなさそうな指定という字を減らしてはどうかと思います。

(事務局)

- ・ 今回の名称の変更は法に合わせた名称の変更です。指定をつけないことは法と異なる名称となり、近隣市町も指定緊急避難場所という名称になっているため、法に合わせた統一名称に変更したい。

(委員からの意見)

- ・ 避難場所の漢字の下に外国語で小さく書いていけばわかると思います。

(会長)

- ・ 1次避難所、2次避難所の名称変更、「災害時要援護者」の名称変更について、採決を行います。
- ・ 賛成多数で承認されました。

【報告事項】

- (3) 「指定避難所収容人数検討業務」について
- (4) 「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」の改訂
- (5) 「避難所運営マニュアル」の策定

危機管理課 山本課長より説明

《質疑応答》

(委員からの意見)

- ・別紙 3 指定避難所収容人数検討業務で要避難者数について、「洪水時、土砂災害時」と書いてあるが、表の中では緑が丘、自由が丘の避難人口が 0 人になっている。洪水時は 0 人だが、土砂災害時は 0 人ではない。確認いただきたい。

(事務局)

- ・概要版については、洪水時想定最大規模の要避難者数の表だけを記載しています。土砂災害時の要避難者数の算出は別途行なっていますが、概要版には掲載していません。

(委員からの意見)

- ・別紙 4 の避難情報発令の判断・伝達マニュアルで土砂災害危険区域という表現がありますが、土砂災害警戒区域に書き換えられますか。目次や他にも 5、6 か所あります。
- ・9 ページ地震災害の記載事項に□と△しかないが、○の意味を教えてください。
- ・21 ページ緑が丘地区で西 3 丁目が 1 軒だけ土砂災害警戒区域にかかっている家があるため、西 3 丁目を入れてください。

(事務局)

- ・9 ページ地震災害の記載事項の○について修正します。
- ・21 ページ緑が丘地区で西 3 丁目が土砂災害警戒区域に入っているのか確認し、入っていれば記載します。

(委員からの意見)

- ・別紙 5 の避難所運営マニュアルについて、5 ページと 7 ページの要援護者の表現に関しては要配慮者のことですか。
- ・14 ページ物資の管理・配付について、在宅避難者に物資配付という表現を追記していただきたい。
- ・16 ページ環境の記載箇所です災害用トイレについて、使用した後に固形剤を入れて固化するタイプのトイレの備蓄もされているが、臭いが出てくるので廃棄回収するまでの保管用容器の管理という表現が必要と思います。
- ・17 ページ女性の記載箇所です、避難スペースの配置への配慮を追記していただきたい。

- ・ 18 ページ外国人の記載箇所で、外国人の支援コミュニティとの連携、宗教的配慮の表現を追記していただきたい。
- ・ 暑い寒いに対するケアについて、寒さは比較的カバーできるが、暑い場合への対応は停電時などには難しい。そういったことへの配慮のヒントなどの記載があればと思います。

(事務局)

- ・ 要援護者については、要配慮者に統一します。
- ・ 在宅避難者の物資配付について、運用方法を含め検討します。
- ・ 災害用トイレ、女性、外国人の記載事項について、追記を検討します

(委員からの意見)

- ・ 在宅避難者の物資配付について、被災していないことによる拒否があってはならないので、在宅避難者を除外することがないような表現での記載を検討してください。

(委員からの意見)

- ・ 避難所運営について、3 ページ救護班で避難所での医師、看護師の派遣についてはどのようになっていますか。介護ボランティアや避難者に医療関係者がいる場合は、協力を求めるとありますが、詳しく聞きたい。

(委員からの意見)

- ・ 発災時、DMAT（災害派遣医療チーム）が来て、2～3 日で帰ります。その後、JMAT（日本医師会災害医療チーム）が避難所を巡回して健康相談や投薬などの活動をします。また、DPAT（災害派遣精神医療チーム）や県の医師会も支援に来ます。

(委員からの意見)

- ・ 避難期間が長期になって、衛生問題などある場合、医師や看護師の方がいると非常に安心できます。南海トラフ地震ではこちらまで医療チームが来ないかもしれない。その時の地域の医療との連携について聞きたい。

(委員からの意見)

- ・ JMAT が各地から来ますが、いつまでもその地域にいる訳にはいかないので、早めに地域の医療機関に引き継ぎます。市と医師会は協定をしていないが、地域の医療機関であるため、医師会が避難者を支援します。
- ・ 兵庫県 EMIS というシステムに情報が集約されていて、医師、看護師、物資の不足がわかります。不足している避難所に医師の派遣や物資の搬送をします。

(委員からの意見)

- ・ 別紙 4 の 8 ページ三木市避難所一覧と別紙 5 の 6 ページ避難所レイアウト図で、避難所

には中学校、小学校、公民館等で大会議室や体育館のステージみたいものがあり、レイアウトが決まっています。施設にあった避難所レイアウト図があれば、誰でも避難所のレイアウトが決定できます。

- ・使用しやすいという理由で、ビニールシートを敷いて土足で避難所に入ることができるようにすると、衛生状態が保てなくなったため、体育館等の中に土足で歩ける場所は作らないことが必要。
- ・災害関連死を防ぐため、避難所生活で血圧計を1台置くだけで健康状態を知ることができるので、健康に関する意識が高まるような物品の準備をお願いします。
- ・スマホが使用できないシニアの方の情報源として、ホワイトボードを連絡ボードとして準備し、自分たちに必要な情報を集めます。その情報を元にコミュニティが生まれたりしますので、連絡ボードの設置をお願いします。

(事務局)

- ・避難所収容検討業務では避難所カルテを作成する中で避難所のレイアウト図も作成しています。避難所53箇所を現地確認して、調査の上で実際に近い形で避難所カルテを作成し、そのカルテに基づいて避難所の運用を行っていきます。
- ・掲示板について、避難所カルテのレイアウトの中に記載しています。
- ・土足禁止について、避難所運営マニュアル5ページのレイアウトを決める際の注意点で土足禁止エリアについて記載しています。また、その下に情報を共有しやすいように掲示板の設置を記載しています。

(委員からの意見)

- ・避難所に避難した時に、受付で名簿、家族表の記入を行う場合に、マイナンバーカードの読み取りにより、記入を省略するなどの仕組みの導入は検討可能でしょうか。電源が必要ですが、マイナンバーカードの読み取りにより、記入項目を省略し、名前、住所、生年月日だけでも一覧表に簡単にできれば、情報共有の省力化ができ、避難所の入退所管理も迅速かつ省力化できます。この取り組みを新潟県三条市でも2017年度に取り入れているという記事がありました。ただし、マイナンバーカードの作成は任意で、情報の悪用などへの不安や懸念をお持ちの方も一定数いますので、あくまで省力化の手段の1つであり、安否確認や避難所設営・運営がスムーズになる選択肢を1つ増やすというスタンスで対応していただきたいと思います。

(事務局)

- ・行政のデジタル化でいろんな取り組みをさせていただいていますが、マイナンバーカードを有効に使う一つの方策として、検討していきます。ただ、実際に機器が動作しない場合に、手作業でも業務ができるようにマニュアルを策定しました。今後、省力化を図っていくように進めていきたいと考えています。

5. その他

《特記事項なし》

6. 閉会 進行：仲上係長